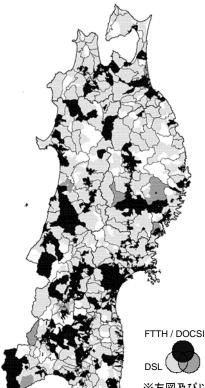
## 東北地方における光ブロードバンド化政策推進の現状

総務省 東北総合通信局



- 東北地方が抱える条件
  - 広大な面積、多くが山間部
    - □〉DSLでは全域カバー不可、ファイバ敷設費が膨大
  - 地方部での少子化・高齢化の進行
    - □ 採算ベースの加入者数の確保は困難
  - ※一定規模の都市以外では、単独事業者のみがサービス
- ブロードバンドの整備状況 (2008年3月末)
  - ブロードバンド・カバー率:96%
    - | 対象には全国で中位にあるが他5県は下位
  - うち超高速ブロードバンド(FTTH等)カバー率:75%
    - 事業者による整備は一定規模の都市が先行

FTTH / DOCSIS CATV DSL CATV / FWA等

※左図及び以降のカバー率の数値はいずれも総務省推計による



# 政府によるICT政策の展開

e-Japan戦略(2001年1月) →e-Japan戦略 II (2003年7月)を引き継ぎ、自立的IT社会を実現

■ IT新改革戦略 (2006年1月 IT戦略本部)

2011年「完全デジタル元年」へ

- ブロードバンド全国整備
- デジタル放送への完全移行
- 通信・放送の融合
- 98.3% (2008年3月末) =未だ88万世帯が利用不可

2010年度までにブロードバンド・ゼロ地域を解消

■次世代ブロードバンド戦略2010 (2006年8月 総務省)

2010年度までに超高速ブロードバンドの世帯カバー率90%以上[ 86.5% (2008年3月末)

- デジタル・ディバイド解消戦略 (2008年6月 総務省)
  - ブロードバンド基盤の整備
  - ① 合わせ技\*プロジェクトの推進 ※例:ブロードバンドと地デジ対応の同時整備
  - ② 衛星ブロードバンドの利用環境の整備
- 超高速ブロードバンド基盤の整備
  - ① 通信事業者による加入者系光ファイバ網整備の推進
  - ② 地方公共団体による光ファイバ網整備の推進等
  - ③ CATV網の超高速ブロードバンド化の推進
- 景気不安・世界的金融不安に対応した「生活対策」(平成20年10月30日 内閣府)
  - 条件不利地域等のICT基盤整備
  - 地域におけるICT利活用の高度化・ICTによる地域経済活性化

### 総務省による情報通信基盤整備に向けた支援策

■ 電気通信事業者 〈□ 事業者による整備が原則
電気通信基盤充実臨時措置法に基づく支援 (事業用設備投資への債務保証・利子助成等)
■ 地方公共団体 〈◯ 事業者参入が見込めない不採算地域での取組
他地域と同等の情報通信環境を地方公共団体自身で整備する取組を国が後押し
□ はとんどの場合は整備施設を事業者にIRU※により貸与する(※Indefeasible Right of User 破棄し得ない使用権)
● 地域情報通信基盤整備推進交付金
<ul> <li>► FTTH、ケーブルテレビ、DSL等の地域条件を踏まえた市町村による基盤整備に1/3補助</li> <li>□ 21年度概算要求では「衛星インターネット」の追加を要望(1/2補助)</li> <li>► 20年度予算:62億円 →20年度補正予算:95億円(21年度要求額:159億円)</li> <li>► 20年度までは条件不利地域(過疎地域・離島等)が条件</li> <li>□ 21年度概算要求では「定住自立圏構想」地域の追加を要望(1/2補助)</li> </ul>
● 地域イントラネット基盤施設整備事業
<ul> <li>▶ 地域公共ネットワーク※の整備に併せてCATV・ブロードバンド解放分も整備可能</li> <li>□ 幹線のIRUにより事業者が参入 (※市役所・学校・公民館等の公共施設を超高速でネットワーク)</li> <li>▶ 20年度予算:33.65億円 (21年度要求額:25億円)</li> </ul>

● ブロードバンド・ゼロ地域解消事業

事業者による施設整備に市町村が補助する場合、特別交付税又は過疎債・辺地債により支援

- ① 条件不利地域を有する市町村にあっては補助額(整備費用の1/2上限)の1/2を特別交付税
- ② 過疎地域・辺地を有する市町村にあっては整備費用の1/2まで過疎債・辺地債の充当を認める
- 地方財政への支援(交付税措置)
  - > 各補助事業の市町村負担分には過疎債·辺地債·一般単独事業債の充当が可能(補助裏債)

	国1/3	地方公共団体2/3	
国庫補助率1/3で過疎債利用の場合			
	過疎対策事業債100%		
		交付税措置 70%	」 実質負担= 20%
			天貝貝担= 20%

▶ 過疎債の特別枠として基盤整備事業での単独起債も可能(過疎地域自立促進重点事業)

### 他省による支援策

- 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 (農林水産省)
- 河川・道路管理用光ファイバ網の開放 (国土交通省)
  - ▶ 国が河川・道路管理用として敷設した光ファイバの一部を地方公共団体・電気通信事業等に開放

#### 東北総合通信局の取組スタンス

- 東北地方の現状を踏まえた採算見込み =単純な事業者参入は困難 □ 市町村→事業者支援による呼び込み/市町村自身による整備 が重要
- 広大な市町村が多い、合併市町における旧地域間の情報格差の顕在化
  - □ DSLでは均一な環境の実現は困難 =基本的には光ブロードバンド(FTTH)
  - ※財政事情等から未サービス収容局での、とりあえずのDSL整備も一つの選択肢
    - □〉線路長問題への対応 =長距離DSL/地域WiMAX/衛星インターネット/3.5G 等々



福島県西会津町在宅健康管理システム



- 平均寿命の向上
- 疾患死亡者の減少



山形県朝日町 遠隔在宅医療システム



- 地域医療の充実・高度化
- 住民の受診負担の軽減

### 東北地方における具現化手法

- 東北総合通信局としての取組方針 = デジタル・ディバイド解消対策本部 (20年2月に設置)
- 産官連携による取組の推進 = 東北地域デジタル・ディバイド解消推進会議 ※ (※各総合通信局・沖縄事務所でも各管内の都道府県・事業者と同様の組織を設置)
  - 東北地方の条件を踏まえた取組方針を論議・検討

※21年2月に「東北地域ブロードバンド推進会議」に改組

- ブロードバンド整備に向けたロードマップの調整・策定
  - 〇東北6県 情報化担当課
  - 〇関係電気通信事業者

全国系/地域系電気通信事業者

- CATV事業者、携帯電話/PHS事業者
- 〇総務省 東北総合通信局
- 〇他省(オブザーバ)

農林水産省 東北農政局、国土交通省 東北地方整備局

- 市町村による基盤整備への取組のステップ化
  - ブロードバンド整備計画(地域情報化計画)の検討・策定
  - 行政高度化に向けた地域公共ネットワークの整備
  - 幹線解放/自身での情報通信基盤整備による事業者参入

#### 各県部会

各県内の市町村個別の状況を 勘案した具体的対応策を検討

- •各県情報化担当課
- •関係電気通信事業者
- •東北総合通信局担当課

